

資料

下関における中小漁業金融事情

加藤 勝郎

はしがき

第一 漁業金融の特質

- 一 一般的特質と漁業手形
- 二 下関における漁業金融の特色

第二 漁業金融の現況

- 一 漁業融資の当事者
- 二 漁業金融促進のための融資保証
- 三 融資金の態様

第三 漁業融資の要件および手続

- 一 融資の要件
- 二 融資の実行手続

第四 漁業融資に於ける担保と保証

- 一 漁船担保 (1) 登記漁船 (2) 不登簿漁船 (3) 建造中の漁船 (4) 漁船の価格 (5) 漁船保険による担保融資の保全

二 漁業信用基金協会の保証

むすび

はしがき

下関が西日本における漁業の一大中心地であることは縷説を要しないところであり、トロール漁業を初め以西底曳網漁業・「あじ・さば」巾着網漁業・「まぐろ」延縄(はえなわ)漁業その他各種の沿岸漁業等諸々の業種にわたって活動が行なわれている。これ等各種漁業がその活動の維持と発展に多額の資金を要すること、就中、漁船建造・漁法の進歩に伴う諸設備および漁具の更新乃至新設等にそれが著しいことは当然予想されるところであるが、実際にもこれ等の資金需要は増大の傾向にあるのである。そして他方、資材高の魚価安による資金繰りの困難と生産高減少に伴う経営難は漁場制限という国際的問題と相伴って益々この需要を切実なものたらしめている。同時にまた他人資本への依存度も高くなっている。ところで漁業経営者のこの他人資金の調達はいかにしてなされているであろうか、また、資金需要は円滑にそして充足されているであろうか。

今日、資金需要が満たされず且つそれは中小企業にて著しいことは産業界共通の現象である。すなわち、中小企業はその経営の相対的に小規模なことに基づく資本力の脆弱性、従って、その生産技術面設備面等において近代化合理化の遅滞し勝ちなこと、および個人乃至個人的色彩の強い法人組織による経営が多いことに基づく家計と企業の未分化乃至経理内容の不明確性ならびに企業活動が個人の能力乃至事故によって限界づけられ

ることに基づく経営基盤の不安定性等その経営上の特質から近代的金融機関の融資ベースに乗り難いのである。しかし、中小企業はわが国産業において占める重要性の故に、諸般の対策が論じられ、且つまた実行されているのである。金融面においては、政府或いは地方公共団体の資金的援助、相互銀行・信用金庫・農林或いは商工組合各中央金庫およびその系統金融機関等の組合系統金融機関・国民金融公庫および中小企業金融公庫等の政府金融機関等専門的金融機関の育成、更には中小企業の信用保険のため保証および保険制度の整備や中小企業自体の組織化等が図られている他、普通銀行に対する行政指導による中小企業金融特別店舗の設置、貸倒準備金に関する税法上の特別措置等が行なわれている。漁業金融面においては、漁業手形制度・農林漁業金融公庫および漁業信用基金協会の設置等が主なものとしてあげられる。これ等の諸施策により漁業金融の問題は解決されているであろうか。ところで、その効果や機能乃至運用の実態は必ずしも明らかではない。

資金調達の方法としては一般に、銀行等からの借入の他に、他人資本に関し社債の発行、自己資本に関し株式発行および社内留保によること等があげられるが、中小企業においては、それが法人組織、しかも株式会社組織である場合でも、前述のような小規模経営上の特質に因って、増資・社債発行等に依存できず、金融機関からの借入が嵩んでいる実情にある。ところで、資金の借入、すなわち、金銭消費貸借契約において債権者は、

担保物或いは保証を徴し貸付金の保全を図るのが通常である。漁業金融の場合、担保附融資において、担保の目的となるのは不動産の他、漁船・有価証券・預金等である。また、保証附融資においては、漁業協同組合役員或いは信用保証協会または漁業信用基金協会等によって保証が行なわれる。そして、漁船は他の担保物件が一般の融資における対象でもあるのと異なつて漁業金融上独自のものであり、且つ漁業経営上最も重要なものである。また、漁業信用基金協会による保証制度は中小漁業のように十分な物的担保を有しない漁業者に対する信用附与の方法として特別に設けられたものである。よつて本稿はこの特殊な事情に鑑み右の二者を中心に考察を進めるものである。

次に、漁業にも、大企業と中小漁業とを区別する絶対的標準は別段ないが、現在各種法令・統計等において資本金百万円以下、従業員三百人以下の企業を特に区別して考ふる例が多いこと、ならびに中小漁業融資保証法において漁業信用基金協会員たり得るものとして漁業を営む法人でその常時使用する従業者の数が三百人以下、且つその使用する漁船の合計総屯数が一千屯以下のものをあげている点から、本稿に云う中小漁業という標準も大体上述のところに置いている。しかし、漁業者の大小を云う時、単にその規模のみならず前述した中小企業経営の質的な特徴にも着目すべきである。しかして中小漁業の中には、以西トロール・底曳網漁業のように大企業と併存して競争するものから、大企業経営に適しない、むしろ中小漁業が独占的に

存在する沿岸漁業乃至一本釣りのような零細漁業等その存立の形態は区々である。これ等の中・小規模乃至零細漁業経営者の大部分は漁業協同組合に属し、且つ金融機関は組合を融資の直接的当事者とすることが多いので、本稿では考察の対象から除外した。従って、本稿は近海乃至沖合漁業及び遠洋漁業経営等を考察の対象としている。

本稿は下関における漁業金融事情、就中、融資の態様・手続等の実情について法的観点から考察せんとするものである。従って、統計的検討は余りなされていかない。なお、融資関係者の事情により、必要な資料の入手や参照の便が得られなかったこともあったため、金融事情の解明として不十分なるを免れない点もある。

第一 漁業金融の特質

一 一般的特質と漁業手形 (1) 漁業は「水もの」と一般に云われている。漁業経営が他の一般産業と異なり経済の諸原則のみならず自然現象の支配をも受けることが大きく、従って、その安定を欠くことの多いという意味に於ては、農林業等他の原始産業も同様であるが、その成果の予側の極めて困難な点に特色があることを示すものである。すなわち、天候・水温・潮流等の自然現象は陸上に比しその変転の度合ならびに頻度は甚だしく、従って、またそれに対応して魚族の変遷も著しく動的であり、更に漁撈自体も影響をうける等漁獲を支配する諸要素

が不確定乃至不安定であるから、水揚げしてみるまでは業者は安心できない訳である。浮遊魚たる「あじ・さば」巾着網漁業等もその好例たるを免れない。このことは近年科学観測諸器械の進歩により相当程度まで補われるに至っているが、尙漁獲高の不安定は避け得ないのである。この自然条件の支配に加うるに季節性が強いことは周年操業の実施を困難にし漁業経営に安定性を欠く原因となっている。他方、企業形態および経営方法も非近代的な中小・零細規模によるものが他の産業部門に比して多く、従って資本金・信用力が弱い。

右のような諸々の事情のため金融上その困難が指摘されている訳である。しかし、その故にこそ、漁業経営に安定性・計画性・合理性・近代性の導入が主張され或いは熱望されるのである。然るに実際はその実現に必須の融資については、中小・零細企業自体の不安定性・非近代性等のために近代的金融機関から疎まれ易く、ためにその資金不足の状態の解決ははかばかしくないのである。このことは経営の弾力性および資本や信用等の乏しい企業程甚しく、下関市における中小漁業についても同様の状態が見受けられたのである。昭和二十五年、漁業資材が高騰する一方漁獲物の価格は低落して業者は資金繰りの苦しくなった折に、漁獲高の減少はその資金難に一層拍車をかけた。ために、中小漁業における他人資本への依存度は益々高くなり、経営の小規模なもの程、資金を固定資産に充当しその資産内容も不良となったのである。かくて、漁獲高の不安定と漁獲物の

鮮度の維持という漁業の特殊な条件は、近代的金融機関の融資ベースから中小漁業を自然と脱落せしめ、その資金需要の充足を他の高利の金融機構に求めざるを得なくさせるに至っている訳である。このような状態は、漁業特に中小漁業融資を、営利企業としての近代的金融機関の活動にのみ委ねることには当然限度があること、そしてそれ以上は社会政策的救済によりこれが解決を図ることが必要であることを示すものである。

(2) 前述のような漁業の金融事情に対しとられた政府の措置は漁業手形による融資であった。すなわち、昭和二十四年漁業手形融資要綱が発表された。融資方法の骨子は次のようなものである。融資を受けようとする漁業経営者は各県毎に設立された漁業基金共済委員会に加入し、当初に設定する水揚目標額を金額に換算した水揚金額を基準としてその四・二五%相当額を積立目標額として積立て乍ら水揚金額の八・五%相当額の融資を手形貸付により受けるものである。融資額は六カ月間に平均割にして返済すべく、積立六カ月後には当初融資額の倍額の融資をうけ得る。融資の返済および積立は業種別各部門の会員の連帯債務とされ、融資金の用途は運転資金に限定されている。漁業手形は日本銀行における再割引または担保化において、金利・担保掛目・高率適用等の点で優遇される所謂優遇手形の一つであったのである。このような優遇措置にもかかわらず、この制度は発足後所期の成果をあげることができず失敗に帰したのである。これは下関においても同様であった。昭和二十四年

十二月山口県漁業基金共済委員会は以西底曳網漁業と「さば」巾着網漁業の二部門を擁して発足し、後者の部門では下関所在の業者の約三分の二が加入し、不参加なのは大資本の漁業会社および個人業者四にすぎなかった。昭和二十五年には早くも漁業手形による融資をうけ、これは全国で第三番目であったが、同年十月には巾着網漁業部門、同年十二月には底底曳網漁業部門の会員が県委員会を脱退している。巾着網漁業部門では、同年七月に同業二社が資金難で融資返済ができなくなり、他の会員がその分を負担して完済した事情があつて脱退しているのであるが、更に折角受けた融資も普通銀行からの借入金返済に廻さざるを得ず、事実上漁業手形の制度の効果は利用できないことも脱退の理由になっているのである。

かくて、漁業手形による融資金の用途制限は融資という機能を果せていないのである。すなわち、低金利の持続的融資により漁業経営の振興を図る趣旨が没却され、事實は低利融資金は銀行借入金その他高利借入金の穴埋めに向けられていたのである。また、同業者の連帯責任という要件は、債権確保のため必要であつたかも知れないが、被融資者にこの制度の利用を躊躇乃至忌避せしめる因となつたことも見逃せない。漁業経営者の協力の精神の欠除がかような現象を生ぜしめていることは否むべくもないが、同時に、大多数の業者が自己の経営だけで一杯で他人の事業に関与する余裕がないという経済的事情にあつたことも一因である。このような資金難救済のためにこそこ

の制度が生れた訳であった。連帯性を欠く漁民意識は批判されねばならないが、資金難の当時最良と考えられる方策をも受け入れられなかった漁業の貧困性をこの制度自体がどの程度に理解していたかということも反省されねばならないであろう。

かくて、立法論としては、漁業手形制度において被融資者の旧債務と融資との関連性を切断し、連帯債務をやめるべきでなかったかと考える。また、融資額乃至積立額を不安定な漁獲高にかかわらずしていることが、果して当を得たものか、しかも連帯債務であることは、結局自己の漁撈乃至経営面に他の業者の干渉乃至指示がおよぶこととなるので、漁獲物は自分のものという漁民意識からすれば、ガラス張りの中での経営を前提とするこの制度は、漁民にとってなじみ難いものとして敬遠される必然性を有していたとも考えられる。従って、この制度実施についての行政面の実際の指導が適切であったか否かにつき疑念なしとしない。さらに、融資機関側の構成乃至手続に關しても検討せらるべきものがあるようであるが、これについては省略する。

二 下関に於ける漁業金融の特色 (1) 漁場転換に伴なう

資金需要の増大および戦後の漁民人口の増加と漁撈方法の進歩により、漁獲高が増大するにつれて、漁業資源は減少の途を辿ってきた。そこで政府はこれが対策として沿岸乃至沖合漁業から遠洋漁業への転換を指導するようになった。このことは当然に漁船の大型化および装備の近代化を促がしたのであるが、こ

れに加えて下関では、所謂李ライン設定により漁場が制限され、勢い迂回して遠距離の漁場に出漁することを余儀なくされたために、漁船の大型化および近代化を更に助長するに至ったのである。

右の例として「あじ・さば」巾着網漁業をあげることができ、「あじ・さば」漁船は四十屯乃至五十屯位の小船の二隻旋き（双手巾着と称せられる）により昼間操業を行っていたが、昭和二十五年頃から対島沖に「いわし」漁船が集中し「あじ・さば」も捕獲するに至ったので、「あじ・さば」巾着網漁業者は「いわし」巾着網漁業同様夜間操業を行なうに適した一隻旋き（片手巾着）を採用したために漁船も沖合に出ても耐波性とスピードのある七十屯乃至八十屯位のを建造し操業能率の向上を図ったのである（註）。この一隻旋き漁船（本船）の建造には約一千八百万円を要するものである。しかも、鋼船建造の場合、内航船や外航船と異なり、鋼材も建値で入手し得ず建造費も割高になるため、漁船保険の目的とするための船価決定に當っては、標準価格表により得ないものがあり、特別許可によるものが多い実情にあるのである。また、自船位置を測定して制限海域侵犯を予防するため方向探知器の設備が必要であるが、底曳網漁船に設備するロラン受信装置は約百万円を要するのである。その他、操業の能率の向上や経営の合理化のための漁撈設備の近代化・漁具の更新（例えば、底曳網漁船における焼玉エンジンからディゼル・エンジンへの換装、旋網漁船に多くな

される漁群探知器の設備、綿漁網の二倍の価格である化繊漁網への切替え等)にも亦、多額の資金を要するのである。かくて、漁業一般につき必要とされる操業の合理化や能率の向上の要請に加うるに、国際的問題までも内蔵する漁場の転換が原因となつて、下関地区における漁業資金の需要は増大してきているのである。

(2) 次に、資金需要の平均化傾向をあげることができる。従来、底曳網等の遠洋漁業は夏季には漁船をドックに入れて操業しなかつたのである。ところが、漁船の鋼船化に伴ない新造船の如きは三年乃至四年は修理不要となり、ドック入りの必要は減少するに至っている。このため、五六月頃返済される所謂夏場資金の需要がでてきたのである。この他さらに、設備の近代化特に漁網の化繊化や経営規模の拡大に伴なう交替操業の実現可能になつたこと等と相俟つて、周年操業が行なわれるようになり、資金需要も亦平均化してきているのである。なお、夏季操業が行なわれているのは収益があるというよりも、これにより資金の廻転ができるという金融上の理由によるものであることは注目すべきことである。

註 「あじ・さば」巾着網漁業が従来の双手巾着から片手巾着に転向するについては、一隻旋きの漁船建造には短期資金を転用する等経営上相当な無理をしていることが認められる。かような不健全な資金需要を発生せしめた原因は漁況不振・操業者の技術低下・漁業経営の不手際等色々考

えられるが、さらに水産行政指導に欠陥があったことも否めない。すなわち、「あじ・さば」巾着網漁業については農林大臣の、「いわし」巾着網漁業については知事の許可を要するのであるが、「いわし」船の「あじ・さば」捕獲を水産庁は黙認していたこと、「あじ・さば」巾着網漁業に夜間操業の許可されたのは最近(二年前)であることが少なからず影響していると考えられる。

第二 漁業金融の現況

一 漁業融資の当事者 漁業融資においては融資者と被融資者とがその当事者であり、後者は資金を借り受ける水産業者とその保証人である。融資者は専門的金融機関と普通銀行に大別し得る。前者には相互銀行、信用金庫、政府金融機関たる農林漁業金融公庫・中小企業金融公庫および国民金融公庫、農林或いは商工組合各中央金庫およびその系統金融機関があげられるが、最も重要な地位を占めるのは云うまでもなく漁業関係の機関である。これを下関について云えば、農林漁業金融公庫山口支所、農林中央金庫山口支所、その系統機関として山口県信用漁業協同組合連合会(以下信漁連と略称する)およびその下部組織としての各漁業協同組合である。漁業協同組合は中小漁業者の自主的組織であるが、自己資金による融資は殆んど行なうことができないので、他の金融機関殊に信漁連からの融資を組合員に転貸の形式で融資しているにすぎない。しかし乍らそれは組合員との関係においては融資者側に属するのである。

これ等組合系統の金融機関係の融資（之を通常系統融資と呼ぶ）と比肩するのは、山口銀行からの融資である。普通銀行からの融資は各銀行の山口支店によっても勿論行なわれているが、とりわけ山口銀行による融資が多い。これは前述したような特色をもつ漁業金融を比較的扱い慣れているということに因るものようである（銀行側の事情によって、融資の額および件数は明らかにし得なかつた）。

信漁連はかつて農林中央金庫にその資金を仰いでいたが、現在は自己資金で賄っている。昭和三十一年三月末現在で、長期資金一億四千二百万円（融資件数一〇四件）、短期資金二億三千万円、合計三億七千二百万円を融資している。その他の金融機関ならびに被融資者の融資金額・使途・件数・融資態様等については、公表を憚かる融資両当事者の事情のため、資料の入手および参照の便を得られなかつた。

ここに注意すべきことは、中小漁業の資金難は水産業者をしてその調達源を前述の融資者以外に、漁獲物の荷受機関や知人親戚或いは個人金融業者・株主相互乃至頼母子講等の所謂庶民金融に求めさせていることである。殊に、市中金融業者からの融資は、その金額は不明であるが、周知の高利にもかかわらず相当盛んに行なわれている。これは、はしがきにおいて述べたように、中小漁業の金融面にとらわれている政府の諸施策が円滑な資金調達に十分機能していないことを示すものである。

次に、被融資者は各漁業協同組合・遠洋漁業協同組合・西日

本旋網漁業協同組合・山口県「さば」巾着網漁業協同組合等の漁業協同組合、漁業生産組合或いは漁業を営む会社および個人等である。しかして、その資金調達のルートは単一ではなくて、例えば、組合員である業者が系統融資の他に個人として取引先である普通銀行とか貸金業者からの融資を求める等、被融資者によってその態様は区々である。その件数・金額・使途の態様等これを詳らかにし得ないが、概言すれば多角的に融資を受けていることは明らかである。殊に、造船資金にあつては、七十屯位の遠洋底曳網漁船で、木船の場合二千万円乃至二千五百万円、鋼船の場合はその一・五倍、旋網本船で一千万円を要するので、単一の金融機関からの融資のみでは到底その需要を充たすことは難かしく、従つて、その資金調達源が多岐にわたらざるを得ないと推定できるのである。ただし、漁業協同組合の組合員の場合、信漁連の融資対象が漁業協同組合に限られているため、個別的に系統融資をうけてはいない。なお、農林漁業金融公庫は八十屯以上の大型船建造資金について貸出をするのであるが、農林中央金庫および普通銀行が窓口機関としてその融資取扱を行なっている。

次に、借入債務の保証は個人または法人或いはその役員等により行なわれている。ただし、漁業協同組合で保証、すなわち信用供与を行ない得るものは全国的に少なく、県下漁業協同組合ではその五〇乃至六〇％が行ない得るにすぎない。これに代るべき一般的な保証機関としては信用保証協会があるが、中小

下関における中小漁業金融事情

漁業の信用補強の専門機関として山口県漁業信用基金協会がこれを行なっている。

二 漁業金融促進のための融資保証

(1) 中小漁業者が近代的金融機関からの融資を円滑に受けられず経営困難であるのを救済するための措置としての漁業手形制度が実際には満足な成果を収めなかったことは既述した。かくて、担保力の乏しいため通常の融資をうけることを困難とする中小漁業者の信用力を強化し、漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、昭和二十七年に中小漁業融資保証法および中小漁業融資保証保険特別会計法が公布された。これに基づき各県漁業信用基金協会（以下信用基金協会と略称する）が設立され、山口県では昭和二十八年七月山口県漁業信用基金協会が創立されたのである。この信用基金協会は、出資した漁業協同組合、山口県漁業協同組合連合会（以下県漁連と略称する）ならびに漁業生産組合、通年九十日以上漁業を営む個人、常備従業員が三百人以下で且つ使用漁船の合計総屯数が一千屯以下である漁業を営む法人を会員とし、これ等会員たる中小漁業者が、山口県にあっては、農林中央金庫山口支所・県信漁連・山口銀行から漁業資金を借り入れる場合、その債務を保証する。信用基金協会の行なう保証については政府が保険を行なう制度が定められているので、この保険制度により信用基金協会の保証業務は信用度が高まり融資はより円滑になる訳である。

信用基金協会の保証貸付の条件大要は次のようになってい

る。一会員につき保証の限度は会員の出資金額（一口五万円）の五倍となっていて、保証につき地方公共団体の損失補償契約のあるときまたは所要資金の全額がその会員の出資金の二倍以内のときには所要資金の全額、その他の場合には運転資金についてはその所要資金の八十%、設備資金については六十%相当額以内の資金の全額について保証する。その場合、人的および物的担保の提供を要し、保証料は年約二分（日歩五厘六毛七糸）である。なお、この保証料は政府の行なう中小漁業融資保証保険に対する保険料（保証額の百分の七十に対し年約三分（日歩八厘一毛））に概ね充当されることになっている。

(2) 山口県漁業信用基金協会（以下県基金協会と略称する）の会員は百六十五名（昭和三十二年三月三十一日現在）で、未加入組合は底曳網漁業協同組合だけである。その出資金は一億

第一表 会員別出資金

会 員 別	会員数	金 額 (単位千円)	出資比率 (%)
漁業協同組合	九三	三七、九〇〇	二七
法 人	一一	四六、〇〇〇	三二
個 人	二八	七、四五〇	五
地方公共団体	三三	五一、〇〇〇	三六
計	一六五	一四二、三五〇	一〇〇

下関における中小漁業金融事情

第二表 資金別保証率

資金	保証	
	保証最高額	保証残高
運転資金	二二七、七六〇	五九、二五七
設備資金	二二七、七六〇	一五五、六八六
事業資金	一一三、八八〇	四四、一一〇
計	五六九、四〇〇	二五九、〇五三
		保証率(%)
		二六・〇
		六八・四
		三八・八
		四五・五

(註) 事業資金とは単位漁業協同組合および県漁連に必要な運転資金を云う。

第三表 出資に対する保証倍率

会員	保証	
	保証残高	保証倍率
漁業協同組合	九九、二七七	二・六二
法人	一四三、二五〇	三・一一
個人	一六、五二六	二・三二
計	二五九、〇五三	二・八四

第四表 年度別保証状況

保証	年度	
	二八年度	二九年度
保証承諾額	七二	四五
弁済額 (A+B)	五	二九
内償還額 (A)	五	二七
訳代位弁済額 (B)	一	二
保証残額	六六	八二
	一一五、二二五	一五七、一五九
	四一、四七五	六四、八二二
	四一、四七五	六四、八二二
	一	四、四四六
	七二	四五
	一五六、七〇〇	一一一、二〇〇
	四一、四七五	六九、二六六
	四一、四七五	六九、二六六
	一	四、四四六
	六六	七八
	一一五、二二五	二〇三、四九三
	四一、四七五	四六、四七八
	四一、四七五	四六、四七八
	一	一三、五〇八
	七二	四五
	一五六、七〇〇	一一一、二〇〇
	四一、四七五	六九、二六六
	四一、四七五	六九、二六六
	一	四、四四六
	六六	七八
	一一五、二二五	二〇三、四九三
	四一、四七五	四六、四七八
	四一、四七五	四六、四七八
	一	一三、五〇八
	七二	四五
	一五六、七〇〇	一一一、二〇〇
	四一、四七五	六九、二六六
	四一、四七五	六九、二六六
	一	四、四四六
	六六	七八
	一一五、二二五	二〇三、四九三
	四一、四七五	四六、四七八
	四一、四七五	四六、四七八
	一	一三、五〇八
	七二	四五
	一五六、七〇〇	一一一、二〇〇
	四一、四七五	六九、二六六
	四一、四七五	六九、二六六
	一	四、四四六
	六六	七八
	一一五、二二五	二〇三、四九三
	四一、四七五	四六、四七八
	四一、四七五	四六、四七八
	一	一三、五〇八
	七二	四五
	一五六、七〇〇	一一一、二〇〇
	四一、四七五	六九、二六六
	四一、四七五	六九、二六六
	一	四、四四六
	六六	七八
	一一五、二二五	二〇三、四九三
	四一、四七五	四六、四七八
	四一、四七五	四六、四七八
	一	一三、五〇八
	七二	四五
	一五六、七〇〇	一一一、二〇〇
	四一、四七五	六九、二六六
	四一、四七五	六九、二六六
	一	四、四四六
	六六	七八
	一一五、二二五	二〇三、四九三
	四一、四七五	四六、四七八
	四一、四七五	四六、四七八
	一	一三、五〇八
	七二	四五
	一五六、七〇〇	一一一、二〇〇
	四一、四七五	六九、二六六
	四一、四七五	六九、二六六
	一	四、四四六
	六六	七八
	一一五、二二五	二〇三、四九三
	四一、四七五	四六、四七八
	四一、四七五	四六、四七八
	一	一三、五〇八

(註) 昭和二八年度分は自昭和二八年八月至昭和二九年三月である。

(単位千円)

(単位千円)

四千二百三十五万円となっている。会員別出資を総括すれば第一表の如くである。(昭和三十一年三月三十一日現在)

県基金協会の保証債務金額の合計額の最高限度は出資総額の四倍と定められているから、五億六千九百四十万円が限度となる。県基金協会の保証につき最近の保証率および年度別保証状況を見ると次の通りである。(第二表・第三表・第四表参照)

昭和三十一年三月三十一日現在)

設備資金および事業資金に対する保証金額の合計額の最高限度は、協会の保証債務金額の合計額の最高限度に相当する金額のそれぞれ四割および二割を超えることは許されないため、第二表のように設備資金の保証残高が高いにもかかわらずその保証最高額は運転資金と同一になっているのである。これに対しては改正の要望も出ており、検討の要ありと思われる。保証倍率が、五倍でなく、事実上は三倍になっているが、これは金融機関からの要望もあって実際の運営面でこの程度に抑制されているらしく、被保証人側に不満がない訳ではない。しかし、漁業手形の場合と異なり、会員の出捐が積立金から出資金に変わったものの、水揚高との関連はなく、また連帯債務とはしないで債務者の責任を個別化し、資金の使途も設備資金まで拡張されているので、金融の便宜は増大したと云えるであろう。また、年度別保証状況に徴するも、漁業金融は漸次促進されていると見ることができ。

しかし乍ら、保証料は被保証人にとり大きな負担となってい

て、保証貸付の利用の隘路となっていることは看過できない点である。すなわち、金利の安い信漁連から保証貸付をうける場合、日歩は保証料五厘六毛、借入金利二銭四厘、合計約二銭九厘六毛となり、通常の市中借入金利二銭六厘よりも高くなるのである。しかも、会員の中には資金難のため県基金協会出資金さえ銀行等から借り入れて賄った者も少なからずあり、その負担は一層甚しい。このような矛盾は、漁業証券買い上げに際しての政府の不手際と県基金協会設立の遅かったことにより、この協会の資金が思うように集まらず、結局は金利高となったものようである。もっとも、保証料は昭和三十一年四月一日以前までは日歩六厘であったものが、現行保証料に引き下げられたものであるが、前述のように、依然問題は解決されたとは云えない。なお、所轄官庁において更に料率引き下げを検討中とのことである。

三 融資金の態様 融資をうけた業者の業種別・融資金額別・返済期間別・用途別ならびにこれ等各分類相互間の関係等につき検討を加えることにより、漁業金融の状況は具体的に明瞭となるのであるが、金融機関側の事情により、資料参照の便が得られなかったため、以下不十分な資料乍ら考察を進めることとする。既述のように、下関における漁業金融は山口県信漁連および山口銀行が中心であり、また、両者とも県基金協会の保証貸付を行なっているので、この協会の保証に関する資料は、保証残高のみではあるが、一応融資状況を推定する資料ともなり得ると考える。ただし、これも、表中の各分類相互間の関係

を知る資料が得られないため、正確を期し難い憾みがある（第五表参照。昭和三十二年三月三十一日現在）。

(1) 融資金の使途 融資金はその使途によって、運転資金と設備資金に大別できる。運転資金は燃料その他漁業用資材の購入・漁船の小修理や従業員の給料その他漁業経営上必要な資金に充当されるものである。漁業協同組合や県漁連等の組合では漁業用資材の共同購入・水産物の集荷販売等にも充当されるが、これは事業資金と称される。設備資金は漁船の建造・購入・改装および大修理、焼玉エンジンからディーゼルエンジンへの換装、方向探知器・魚群探知器等の機関無線施設、漁船の冷凍冷蔵施設、化繊網綱の購入等に充当されるものである。運転および設備資金の返済期限はそれぞれ一年以内および五年以内となっている。しかしてその金額は不明であるが、前掲の保証状況に関する用途別ならびに期間別の表の数字から概算するに略一対二位の比率で貸付られているものと思われる。従って、県基金協会の保証承諾額から推定すると運転資金は約六千万円前後、設備資金は約一億一千万円前後が一年間に貸付られていることとなる。もっとも、保証貸付以外にも幾多貸付のルートはある訳であるが、前述のように漁業金融の大部分が前者によって占められているが故に、後者の貸付分を加えても前記金額に著しい変動は生じないであろう。

ところで、ここに運転・設備両資金の正確な金額を算出することは、今手許に正確な資料がないという理由から許りではな

く、たとえそれがあつたとしても、余り必要ではない。蓋し、借入資金の実際の使途が借入申込の際のそれと異っているからである。すなわち、資金の転用が実際行われており、その実態の把握は困難であるが、相当多いと云われている。使途を運転資金に制限した漁業手形融資の場合にもあつた転用が、その制限を解除された保証貸付の場合にも依然行なわれているのである。これが直接的対策としては、提出されている事業計画書、資金計画書その他の書類の綿密な審査が先づ考えられる。これによって、短期（運転）資金を長期（設備）資金或いは他の借入金への返済に当てるルーズな転用を相当程度防ぐことができる。もっとも、銀行や県信連等においても貸出審査その他の機会に指導は行なっているのである。しかし、資金繰りの苦しい中小漁業者にとつては背に腹はかえられず、低利で借り入れたものを高利借入金の穴埋めにする事例の生ずるのは止むを得ないところかも知れない。ただ、かくては析角の漁業融資はいつまで経っても漁業経営にプラスとなることがない。政治乃至経済政策面における資金難の一般的解消もさること乍ら、この制度自体貸出以後における監督権の強化を図るとともに、監督を画一的且つ強力に行ない得るよう漁業金融の一本化を検討すべきであるまいか。

(2) 借入期間 借入期間については設備および運転資金について述べた金額および比率がこれに当てはまる。運転資金の設備資金への転用は、前者が短期である丈にその返済が稍もす

第五表 各種保証状況

種別	保証残高		金額	比率(%)
	件数	比率(%)		
金融	666	58	96,877	37
山口銀行	46	42	162,176	63
機械	112	100	259,053	100
用途別計	112	100	259,053	100
通運	23	20	59,257	23
設備	72	64	155,686	60
事業	17	16	44,110	17
計	112	100	259,053	100
會員別	67	60	99,277	38
漁業協同組合	21	19	143,250	55
法人	24	21	16,526	7
個人	12	11	25,903	10
金額別	10	9	41,275	16
1,000万円未満	10	9	41,275	16
1,000万円以上	6	5	86,100	33
計	112	100	259,053	100
期間別	43	38	104,861	41
1年未満	30	27	29,631	11
2年未満	11	10	44,920	17
3年未満	1	1	79,641	31
5年未満	1	1	25,903	10
計	112	100	259,053	100
業種別	17	15	85,550	33
あじさば巾着	2	1	240	1
いわしあぐり巾着	1	1	85,550	33
まぐろ延縄	3	3	37,500	14
遠洋延縄	7	6	60,606	23
以西以東底曳	3	3	27,760	11
小型機船底曳	9	8	6,473	2
大型定置網	4	4	7,972	3
小型定置網	2	2	1,575	1
いわしあぐり刺網	3	2	26,534	10
地曳船曳網	4	4	658	0
その他釣延縄	8	7	9,515	4
中型まき網	4	4	6,400	2
販売事業	3	3	39,580	15
購買事業	4	4	2,750	1
計	112	100	259,053	100

(單位 千円)

れば難かしくなり易いことは推測される。そのことが結局他に資金調達を求めさせ、その多くがまたその返済に借金するという悪循環を生ぜしめ、益々漁業経営を逼迫させる結果となつていとも考えられる。保証貸付においては運転資金は一年設備資金は五年が借入期間の最高限度とされている。これについては短期間にすぎるとの批判もあるが、他方貸付ける金融機関、殊に銀行が期間の長期に亘るを好まないという事情からか改正されていない。被融資者側からは一般に据置二年間、従つて、七年間借入の設備資金が要望されている。現在、小型漁船についてはその建造奨励の目的から、県が自ら貸付金の回収を担当し或いは補助金を交付する等積極的政策ある場合に限り、借入期間の緩和が認められていくにすぎない。

(3) その他 融資金額は保証貸付の件数で見ると百万円以下が約半数、三百万円を基準にすれば全体の約七割五分を占めている(第五表参照)。従つて、資金需要は三百万円未満が最も多いと云えるのである。しかし、既述のように保証貸付以外各様の方法で資金調達が行なわれているので、保証貸付がこれ等の中で占める割合の不明である今、実際の資金需要額について速断はできない。業種別の融資状況は第六表の通りであるが、トロール網漁業や機船底曳網漁業等の遠洋底曳網漁業者の中の大資本経営や各業種の好況業者は自己資金乃至市中銀行融資等により賄つているので表の数字と相当のずれがあると考えられる。比較的経営規模の小さい沿岸諸漁業については、その業況

・資産等に鑑みて保証貸付による資金調達の占める割合が多いと考えられるので、表と大差ないと思われる。

業者の中で注目すべきは法人(漁業協同組合を除く)の保証貸付額が件数に比して極めて大きいことである。すなわち、件数の十九%に対し保証残高金額は五五%であつて、漁業協同組合と個人業者の件数それぞれ六十%と二十一%、金額は三十八%と七%であるのと著しく対照的である。これは県基金協会の民間出資に対する保証倍率が他の二者よりも高率である点でも略同様である。このことは中小漁業融資保証法が担保力の乏しい中小漁業者の救済を目的としているのであるが、後述するように保証貸付が実際には担保力と償還の確実を期するため、勢い右の要件を比較的充たしている法人が最高の利用度を示すこととなるものと考えられる。既述のように保証貸付は運転および設備のための所要資金のそれぞれ八十%・六十%が保証されるのみ(借入れできるのも当然この枠内である)で、しかも残額調達の充分確実と認められる場合に限られているため、結局資金のない者は保証貸付制度すら利用できないということになる。もっとも、漁業協同組合や個人の場合、経営の体制や事務能力の不備が多いために保証貸付率が低いことも含めない。従つて、これ等業者の自覚に基づく経営の改善が必要であると同時に、商業銀行と実質上同様なこの貸付要件を緩和するような立法ならびに運営が必要であると考える。

第三 漁業融資の要件および手続

漁業資金の調達には農林中央金庫および信漁連からの所謂系統融資、普通銀行からの融資の他各種政府金融機関および専門的機関からの融資や所謂庶民金融等により行われており、県基金協会との契約金融機関は農林中央金庫山口支所・山口県信漁連および山口銀行であることは既述した。これ等の融資機関は各々相互に異なる目的・性格を有しそれぞれ別箇の金融分野を担当するものであろうが、漁業金融という分野においては同種の業務を取扱っているのである。従って、その融資の要件および手続においては相互に類似しているのである。因って、本稿では叙述の便宜上主に普通銀行のそれを中心に考察を進め乍ら、主なる専門的金融機関についても触れて行くこととする。ただし、所謂庶民金融は以上のものとその質を異にするものでもあり、また、これにつき機会を得て調査検討したいので、これを除外する。

一 融資の要件 金融機関が融資申込をうけてからその実行・回収を経て行く貸付業務の全過程は、常にその基本政策たる安全確実性・収益性・公共性の要件に基づいて慎重になされている。就中、融資決定に至るまでの間においてそれは顕著である。金融機関が融資申込をうけた場合、その諾否を決定するために諸種の事項につき調査が行なわれ、右の要件を充足していると認められるとき、初めて融資が決定する。安全確実性、

すなわち、融資金の回収に不安がないかを確認するためには、被融資者の行為能力の確認・信用状態・当該融資金の使途・貸付期間および返済済画に関する調査や、担保・保証人の有無とその価値の検討等が行なわれるのが一般である。これ等調査は融資前に行なわれるのであるが、融資後にもなされる。その中心は被融資者の信用状態と当該融資の諸条件に関するものである。以上のことは漁業融資の場合においても、一般の融資におけることと異なるところはなく、また、法律的に問題となる点も余りないので簡単に考察を加えるにとどめる。

信用状態に関しては、被融資者の業種およびその特色、保有漁船の屯数・能力ならびに設備・陸上施設等の物的要素、経営者の経営力・従業員の構成・操業技術等の人的要素、当該経営の新旧および変遷等を重要な調査事項として被融資者の経営の概況が調査されると同時に、漁獲高・販売数量・金額等を基礎としてその経営内容が検討され、財務諸表分析の他、財務諸表各項目の個別的検討や預金取引状況の参照等の財務調査が行なわれるのである。これ等諸項目の詳細な計数その他については金融機関側の都合もあるのでこれ以上の立入った検討は省略する。中小漁業経営が既述したような前近代の特色を有することからその経営の財務的資料に乏しく、或は真正を欠くことが多くという事情もあって、過去の漁獲成績（水揚貫数と金高）が可成重視されている。そして、それは魚市場において容易且つ正確に調査できるといふこともあると思われる。

次に融資の安全確実性の調査は資金の用途と償還資源の検討を骨子とする。そして、それ等は償還の可能性に重大な影響をもつところの、当該資金の用途と返済計画を含む経営全体の収支予想および資金計画と併せ検討されねば意味がない。然るに、既述したように、漁業経営が自然条件に支配され易いことと経営の形態や方法ならびに経営意識に非近代的なものが多く且つ小規模なこと等の事情から、右の収支計画の樹立が困難であるか或いは妥当ではないことが多い。他方、資金の用途も同様の事情から申込んで用途外に転用し或いは経営目的から外れた特殊用途に使用し、或いは同じく運転資金でも思惑資金に使用する等の場合を生じていることは既述の通りである。金融機関側は融資の審査過程等を通じこれが是正を指導しており、漸減の傾向にあるとのことであるが、領収証等の書類と事実との照合確認等は実際には行なわれ難いので、融資金使途の不適正な傾向は依然跡を絶たないのが実情のようである。被融資者の資金の用途についてのルーズな考え方を改めることだけでは解決されないと思われる。

場合により融資の安全性に関して、担保物件・保証人等の調査を必要とする。債権保全のため、融資の場合も通常、物的担保または保証関係を設定せしめるが、被融資者との多年の取引に基づく信用からこれを行なわない場合もある。また、物的担保と保証のいずれの方法によるかの基準は個別的で確定し難い。物的担保の目的として、不動産・有価証券・預金等の他に漁船

があるが、最も広く行なわれ且つ重要なものは漁船の担保設定である。これは担保価値が大きいことに因る。保証は、漁業融資においては、債権獲得の手段としては程重要視されていないが、被融資者と保証人間の密接な協同連帯関係の存在に着目して、同業者間に或いは漁業協同組合が被融資者となる場合は組合役員との間に連帯保証関係を設定せしめることが多い。後者の場合、保証関係の設定により組合経営に対する役員の問題を確保し、資金回収の迅速確実および不測の貸倒れ損失の回避を図るものであろう。県基金協会による保証は人的色彩が可成薄くなっているが、保証の中で最も広く行なわれている。それは、充分な物的担保を有しない中小漁業者に対する信用援助の方法として最適なものであることに因るのである。これ等の利用状況については数字を以て示し得ないが、漁業融資の重要部分については後述する。

第二の要件たる収益性については貸付利率、第三の公共性について当該業種の国民経済的意義乃至資金の使途等がそれぞれ具体的に検討されるが、これらは専門的金融機関は兎も角、普通銀行に關してはその経営方針および方法に属することなので部外者たる筆者には窺知することを得ないところである。ところで、被融資者が融資を受け得るには前述の諸要件、就中、安全確実性を満足せしめればよいのであるが、その程度は業者により区々であって、好況業者は常に融資をうけられる一方、不

況業者は資金難と経営不振の相乗作用で益々近代的金融機関のベースから離隔し遂には頼母子講等に解決の途を求めることとなるのである。一般的に云えば、右の要件の充足を目指しての業者の経営改善・融資側のそれへの指導援助・両者の協力等が必要で、それに対する努力の欠除が漁業経営を融資難の状態に停滞せしめているものであり、ただ徒らに双方がその非を責めあっているべきではないと考える。

二 融資の実行手続 融資の実行に際してはその権利関係が明らかにされねばならない。そのため両当事者の基本的契約関係を規定した所謂約定書、手形乃至借用証書、担保貸付または保証貸付の場合それぞれの関係書類等にその具体的内容が定められるが、その際債権確保のため金融機関に有利な取決めがなされ、その免責に関する事項も含められる点一般の貸付と異なる所はない。すなわち、履行期に関し期限の利益喪失約款、相殺予約に関する特約、共通担保の提供・目的物件毀滅等の場合の増担保・代り担保の提供もしくは債務返済に関する特約、目的物件の変形物に対する権利行使および目的物件の附保・保険金請求権に対する質権設定もしくはその請求権の譲受等に関する特約、更に手形貸付或いは手形証書併用貸付の場合には、要式欠陥に基づく手形の無効による損害担保・支払拒絶証書の作成免除等に関する特約等がその主要な内容をなしている。

貸付債権の証拠および確保の手段としては所謂手形貸付による場合が多く証書貸付との併用もまた利用されているとのこと

である。その理由としては、手形期間は短期、従って、融資金の返済も短期であること、期限到来毎に貸付条件特に金利についての再考や業況調査の可能性乃至利便があること、貼付すべき印紙が証書に比べて低廉であることがあげられている。しかし、この他に、金銭消費貸借がその法律的性質である手形貸付にあつては、手形は証拠および弁済確保の手段にすぎず、手形債権の他に基本債権が存在すること、手形の文言性・抽象性に基づく権利行使の容易なこと、人的抗弁の切断、手形の再割引または担保化等による、他の金融機関またはコール市場からの手形期日前の資金入手の可能なこと等もその利点として考えることができる。証書貸付における借用証書は、債務者の信用度に応じ、公正・私署両証書のいづれも用いるが、新漁船建造の場合、農林漁業金融公庫は公正証書、農林中央金庫は私署証書によつてゐる。

強制執行認諾文言は公正証書の場合に挿入されるが、これは債権が一定金額の給付を目的とする請求であることを前提とするから、根抵当の場合のように極度または限度を定めるにすぎない場合には公正証書によつても債務名儀とならない(判例)ので、挿入しても實際上益がないため行なわれない。この場合でも、時により認諾約款を附することもあるが、それは具体的取引の段階に入つてから、抵当権設定証書に切り替えて認諾文言を入れてゐる。しかし、これも大抵の場合、登記料の関係から強制執行にまで至らず和議に止まつてゐる。また、担保付き

の場合、通常一般財産に対する執行の必要なく、且つ担保権の実行は債務名義を要しないので、この約款付き公正証書を作成することは余り多くない。

ところで、手形貸付においては金融機関に対する手形債務者は一人であるから、その取引の安全は当該債務者の信用如何にかかるものであり、証書貸付は通常長期のしかも債券発行の困難なまたは発行を望まない場合、例えば設備資金や船舶建造資金の貸出の場合に、行なわれるものであるから、債権確保の見地から保証或いは何等かの物的担保を徴するのが通常である。その場合物的担保の代表は漁船であることは既述した。そして金融機関は漁船を附保せしめて保険金請求権に対し質権を設定し或いは請求権を譲受けて債権確保に万全を期している。すなわち、漁船の滅失毀損による債権の回収困難を生ずる場合に備えて、漁船に保険をつけ、万一事故発生の際は保険金を弁済に充当して、担保の減少による危険を免れることが行なわれている。漁船保険については後述する。

第四 漁業融資に於ける担保と保証

融資と担保の關係は密接であつて担保制度の發達が融資分野の拡大を促進することは認められる。しかし乍ら、一般に抵当権はその設定における手続の複雑さ・相当の出費、管理に當つての法律的知識の必要、処分に際しての換価難等の理由から短期的融資には不適である。漁船を抵当権の目的物とするにおい

てはその管理・処分の法律的乃至事実上の困難さが加わりこそすれ前述の点について異なる所はない。他方、多くの中小漁業にとり漁船は最大の資産であり、設備資金や船舶建造資金等の長期的融資のみならず、相当多額の短期的融資を受けるために提供し得る価値の最大なる担保物件である。従つて、漁業融資における漁船の役割は極めて大である。また、保証の担保的効果は一に保証人の資産状態にかかつており、その資産状態の監視調査の煩わしさから、保証は金融機関の債権確保の手段として余り重視されることなく、且つ保証が保証人・被保証人間の人的關係を前提とするためその利用範囲が限定される嫌いがある。しかし、担保に供すべき物の少ない中小漁業者に対しては保証による以外方法がない。かくて、近来、中小漁業融資においては漁業信用基金協会の保証に併せて漁船を担保とする場合がその主流をなしている訳である。よつて、本稿は以下この両者につき考察を加えるのである。

一 漁船担保 漁業融資における担保の目的物としての漁船も船舶登記の有無、更には製造中か否か、それぞれの場合によつて担保設定につき取扱いを異にするので、以下場合を分けて考察する。

(1) 登記漁船 総屯数二十屯以上または積石数二百石以上の船舶は、商法および船舶法の規定により船舶登記簿に登記し、船舶港を管轄する海運局に備えた船舶原簿に登録をなし船舶国籍證書の下附をうけることになっている。従つて、中小漁業者

の所有する漁船も沿岸漁業または零細漁業に従事する漁船や後述するような補助船を除いては殆んどこの適用があるのである。登記すべきでない船舶の登記或いは海運局の積量測定の誤りというような問題は生じていない。これら登記済の船舶を担保とするときは民法の不動産抵当権に関する規定が準用され、設定行為に別段の定めない限り抵当権の効力は船舶の従物におよぶが商法は船舶の属具について特に規定を置いて、船舶の属具目録に記載されたものは船舶の従物と推定し、特約で除外されない限り当然抵当権の効力がおよぶとしている。通常、属具で問題となるのは抵当権設定後の属具の増加分の取扱いと設定後分離された属具のそれであるが、實際上属具の処分にまで抵当権者たる金融機関の監視はおよび得ないし、また担保余力を見込んで抵当権設定を行なっているので、問題にされてはいない。

担保設定は抵当権設定契約または根抵当権設定契約によるのみ行なわれる。商法は登記船舶の質権設定を認めないが故にである。設定契約は抵当権によって担保される債権に関する契約と同一の証書によってなされるのが普通であって、通常は抵当権設定金銭消費貸借契約証書または根抵当権設定債務極度契約証書などの書式を用いている。銀行では船舶建造資金の場合には根抵当権設定契約の方法によっているが、書式は抵当権設定金銭消費貸借契約証書によっている。その場合、当該契約書の約款は「船舶建造資金 円也を限度とし云々」となっているから、書式の表題はそうであってもその契約の法律的性格は

根抵当設定限度契約であると云うことができる。そして、この際被担保債権の限度額は右の約款の文言からは元本限度額を意味するものと解される。蓋し、右の文言は被担保債権が船舶建造につき元本と利息・延滞利息を合算した債権総額を意味するためには妥当ではなく、且つまた銀行取引にあっては極度の定めは通常元本極度であるからである。

次に船舶建造資金は融資当初から金額確定し長期的融資であること、抵当権設定は多く設備資金・長期運転資金等長期的貸付契約の担保を徴するときに行なわれ、その貸出実行は一括貸出のみならず実行期を定めて分割貸出についても認められることを考えるとき、船舶建造資金の融資は抵当権設定によってなされることも不可なしと思われるのである。すなわち、この証書には限度取引の期限の定めがあるので、その期限到来のときは根抵当権は実行限度額を担保する抵当権に変わるものであり、またその間における内入相当額の反復貸出は行なわないのが限度契約であるから、実質的には抵当権設定契約と異なる所はない。ただ、分割貸出の実行に方り、貸出時期や各回の貸出額等が確定できない等資金計画に不確定要素があるので、貸出予定金額の累計額を設定する限度契約の方式によるものと考えられる。

運転資金の場合には手形貸付・商業手形割引・当座貸越等により多く賄われているので、漁船を抵当物件とし乍らも極度契約の方式によっている。極度額または限度額の変更は従来減少についてのみ認められていたが、現在は増加も可能である。その方

法は極度設定の場合、極度額の増額または新たな極度額の設定によるが、最近は前者の方法によっている由である。それは登記月日が本登記を基準とされることと実行経費を軽減し得ることとに因るのである。もっとも、これは根抵当権設定の場合に限られるのであるが、後順位者のいないとき、またはその者の承諾のあったことを登記の要件とすることは当然である。

抵当権および根抵当権の設定にあたり、期限の利益喪失、担保物件たる漁船の譲渡およびこれに対する権利設定の制限、漁船の漁船保険乃至海上保険への附保および保険金請求権の質権設定に関する特約がなされることは、他の一般の融資の場合と異ならない。そして、一般の場合と同様、期限の利益喪失事由が法定事由（民法第一三七条）よりも拡大されており、またその事由発生の認定権が金融機関側に確保されていて、且つその催告をまたずして当然に期限の利益を失なうとするものである。従って、担保目的物たる漁船の差押および仮差押の申請も当該事由となる訳であるが、実際には漁船が随時移動するのに対して行き届いた監視はできず、また専門家もおらず手薄であるため、差押は殆んど不可能である。かくて、漁船を担保とする場合、その差押、仮差押につき特約条項が設けてあるが実際には機能していないと云い得る。しかし乍ら、抵当権の侵害あるときは、債務者の責に基づくと否とを問わず、期限の利益を失わせ、且つまた増担保または代り担保もしくは債務弁済を請求する権利を特約によって例外なく留保しているので、差押申請を

喪失事由としなくとも殆んど支障ないものようである。

強制執行認諾約款を、抵当権設定の場合定めるが、これについては前述した。ただ、漁船（不登記漁船も含めて）の競売は殆んど行なわれず、価格や損害金（延滞利息）の処理につき銀行が指示して、すなわち、条件付きで漁船を債務者に売却せしめているのが実情である。

なお、期限の利益喪失事由に關し船舶抵当の場合通常約定される「船舶が沈没・損傷・坐礁・膠砂しまたは捕獲・拿捕抑留されもしくは行方不明となったとき」については、銀行の契約証書には何等定めがなされていない。もっともこれは他の喪失事由たる「本契約の履行をなすこと能はざるに至ると甲（銀行）が認める」ことに該当する訳で特に定めなくとも事足りるのであるが李ラインに關連して頻発した事項であり、喪失事由からの除外は銀行の中小漁業融資政策に基づくものと推測されるが、漁船の欄坐または一部損失の場合を除き大抵保険金で融資分が賄えるという事情にもよると考えられる。

保険委付に關する条項はない。

抵当権または根抵当権の設定は第三者に対抗するためこれを登記するのが正常であるが、実際には登録税その他これに關する費用の点から行なわれていない場合もある。因みに、船舶抵当権設定登記の登録税は船舶価格の千分の六・五である。契約証書を公正証書とすることもその手数等の理由から一般に厭われ勝ちであるが、抵当権または根抵当権が国税等の公租公課に

優先する場合の基準として設定登記が必要であり、登記期日に公正証書作成日が代り得ることになっている（判例）ので、公正証書とする例は多い。漁船の屯数の変更・設備の追加変更等の担保物件の変更の他、債権額または極度額・弁済時期・利率等の契約内容の変更は概ね登記される。極度等変更については前述した。

(2) 不登簿漁船 商法に定められた船舶登記に基づき抵当権を設定し得る漁船は前述のように総屯数二十屯以上または積石数二百石以上に限られるから、それに該当しない漁船を担保に供するには抵当権設定以外の方法によらねばならない。ところで、この船舶登記簿に登記されていない漁船（通常不登簿船と略称せられる）には、端舟その他櫓権のみを以て運転しまたは主として櫓権を以て運転する船も含まれるが、これ等は沿岸零細漁業に属し、実際には金融機関の融資担保の対象にされていない。融資対象となる業種で不登簿船を所有するのは巾着旋き網漁業に限られる。しかし、これも最近は附属船の大型化に伴ないその数も減少し、現在では右漁業の電探船・運搬船等を残すのみである。運搬船にあつても、運搬業者のそれは登記船であるので、漁業者の自船のみである。

これ等漁船を融資の担保として設定するには質権または譲渡担保の方法によらねばならない。この他に、右の不登簿船の中、総屯数五屯以上または積石数五十石以上の漁船およびそれ以下の総屯数または積石数の漁船では発動機の備付あるものまたは

長さ七メートル以上のものについては、農業動産信用法による動産抵当が認められている。この抵当権を設定し得る者は、中小漁業者、すなわち、水産動物の採捕もしくは養殖その他これに附随する業務を営む漁業者で、殆んど沿岸漁業者がそれであるが、その他には漁業協同組合等に限られる。これを取得できる者も法律によって一定せられる。すなわち、組合員に資金の貸付を行う漁業協同組合・漁業協同組合連合会・漁業組合等非営利的相互組織の金融機関に限られている（漁業協同組合は現在自主的融資を行なっていないことは既述した）。従って、それ以外の金融機関は直接この抵当権を取得できないが、この抵当権を取得できる法人に融資をした場合に、この抵当権によって担保される債権に対する質権の設定および抵当権設定登記にその旨の附記登記をすることはできる。

ところで、この抵当権設定登記の公示力は一般の抵当権の登記と異なつて、悪意の第三者に対しては登記なくとも対抗し得ると共に登記後における第三者の即時取得を認める一方、目的動産たる漁船の譲渡・担保設定およびこれに対する第三者の強制執行の場合における漁船所有者に告知義務を課している。換言すれば漁船に設定された抵当権の安全確実の保障を漁船所有者に委ねている訳である。このような人的信頼を基盤とする抵当制度は中小漁業者の経営のための特殊な金融という趣旨から設けられたものではあるが、抵当権者（融資側）にとつては、たとひ、この抵当権の効力を民法第三百三十条の第一順位先の

的得権と同一のものとして登録の対抗力や即時取得等を考慮して積極的融資態度をとるか疑わしい。また、抵当権設定者(漁業者)に告知義務の遵守を期待して実際の効果ありやは検討せらるべきである。中小漁業につき現行法の実績さらには漁業経営の物的設備の有機的一体としての担保化の要否乃至その要望の有無等については残念乍ら考察を加え得なかつたが、従前程に現在には行なわれていないとのことである。

次に、船舶質による場合、質権設定者たる漁業者は引渡した漁船は利用できず、他方質権者たる金融機関もその保管乃至使用につき面倒であるため、実際にこれは殆んど行なわれていない。これに代って、漁船保険金請求権につき質権設定が行なわれている。

ところで、不登簿船は抵当権の目的たり得ず、動産抵当の特殊性は利用者側に難があり、船舶質には利用上の不便がある。さらに、これ等の方法による場合、漁船を換価し弁済に充当するについて、競売手続の繁雑さと高価に換価し得ないという不利があり、前述したように公租公課への対抗力が弱いという欠陥もある。そこで、これ等の方法を避けて、債権者が担保目的たる漁船の売却権とともに所有権の譲渡をうける譲渡担保の方法が一般に広く利用されている。譲渡担保には周知の如く、所謂売渡担保(売買の形式をとって権利を移転し債権を残さない型)と狭義のまたは真の意味の譲渡担保(債権を基礎としてその担保のために権利を移転する型、以下譲渡担保と称する)とが

ある。前者の場合、授信者(融資者)は目的物を返還してその代金返済を求めることを得ない。従って、目的物の不可抗力による消滅は授信者の損失となる。かかる事故による損失の負担は一切受信者に負わせるという所謂免責文言を契約書に入れることにより金融機関側はその業務の能率化と安全を図っているが、さらに担保の目的物の低評価、保険金請求権の質権設定等の方法も併用している。しかし、融資の短期化の傾向に伴う所有権の二重移転という登記手続の煩鎖なことや登記料および固定資産税の賦課ならびにその滞納処分に関する問題、さらには船価減少等の幾多厄介なことがこれにまつわっているため、現在では殆んど行なわれない。従って、不登簿船の場合は譲渡担保によって担保設定がなされている訳である。

被担保債権の範囲は通常極度契約による増減変動する不特定のものであり、所謂根担保の設定が行なわれている。譲渡担保の場合、原則として流質の効果は発生しないのであるが、銀行融資は商事質なることを説明条項として契約書中に挿入してある。担保漁船を担保提供者に利用させる場合、融資金に対する利息を賃貸料の名義で徴収することは銀行取引上都合が悪いので、使用貸借の形式によっている。担保漁船の修理・保存、固定資産税その他の公課および保険料その他担保物件利用に要する費用は担保設定者の負担である。被担保債権につき遅滞を生じた場合、譲渡担保権者が担保権を実行して優先弁済をうけるのであるが、この際競売手続によらず担保権者が任意に売却し

てその代金を債権額に充当する。しかし、実際には遅滞に陥った後も売却精算前に弁済すれば担保漁船は返還することができ、極力弁済するよう担保提供者にすすめているとのことである。これは手続その他に煩わされることを避けるためであろうことは、担保漁船の強制執行に基づく換価処分が行なわれてないという前述した事情からも窺われる訳であるが、結局、譲渡担保が所謂弱き譲渡担保（判例の所謂外部的移転）型によっていると云うことができる。担保漁船の危険負担乃至免責については売渡担保につき述べたところと同一である。

(3) 建造中の漁船 漁船で建造中のものも亦抵当権の設定は可能である。しかし乍ら、発注者たる船主の信用度により或いは代り担保を徴し或いは代船担保を設定させたりする。これ等と比べて手続的に面倒な建造中の船舶に対する抵当権設定は行なわれていない。すなわち、建造中の船舶に対する抵当権設定は、この種船舶に保存登記の制度がないため特別登記が行なわれるのであるが、この登記申請には造船者の証明書の添附を要し、船舶完成時には所有権の保存登記を、また当該登記の管轄登記所と建造中の船舶に対する抵当権登記のそれとが異なるときには特別登記簿の謄本添附を必要とする等各種手続が要るからである。それとともに登記料その他の出費を要することもその理由である。従って、抵当権は新船建造後保存登記を行なうてから設定される。

代船担保の場合は新船竣工と同時に新船に担保振替を行なう

が、この際代船担保が根抵当権設定によっているときは極度減額手続により新船分を極度額から減じ新たに担保を設定する。そして担保振替の特約については公正証書によることは殆んどなく念書の形でなされている。新船が不登簿船の場合は不動産を代り担保に徴している。場合によっては全然代船若しくは代り担保を徴せず新船竣工時に抵当権設定を約することもある。系統融資の場合これが公正証書または私署証書により行なわれている。また、代船担保を設定する場合も、組合が被融資者となり組合員が漁船を共通担保に提供している。ただし、農林中央金庫の場合昭和三十一年にこの方法は廃止された。

(4) 漁船の価格 漁船を担保とする場合、当然漁船の価格が直接問題となるのであるが、また漁船保険金請求権に質権を設定するにおいても船舶の価格如何が保険金額を定めるにつき重要である。従って、漁業融資において船舶の決定は両当事者にとって直接にも間接にも重要な意味を有している。

さて、漁船の船舶は水産庁の漁船保険の標準船舶表を基準に査定される。この際当該漁船の状態等につき同業者から聴取しまたの出来不出来或いは機関の状態等につき同業者から聴取しまたは調査したことも併せて考慮される。漁船保険組合における査定に際しては造船所の仕様書見積書等により判定するが、漁船建造費が原料、殊に鋼材が高価のため標準船舶よりも割高となることについては既に述べた所である。農林漁業金融庫の融資をうける場合右の事情を利用して、船舶高にして自己資金の

比率の増大を図る傾向があるが、船価割高の場合は水産庁漁船課に設けられている評価委員により審査されるため、漁船保険附保の段階では正されているようである。当該漁船が漁業者に与える利益は水揚実績や業者間の評判等から判定されるが、これは船価の要素に入っていない。

船価の減少に伴ない漁船の担保価値は減少する訳であるが、普通、漁船の耐用年数を見合つて掛目を五十%乃至六十%にしてあるので、漁船の通常の減価については特別の措置はとられない。また、船体等の毀損・減耗・変質等の事由による漁船の特別な減価は、分損または全損担保の保険金によって填補されている。もっとも、漁船についても船舶安全法による検査があるので、理論的には特別減価はあり得ないし、むしろ実際には担保漁船の価格減少の場合追加担保を徴する増担保の特約がなされるのが通常であるから、それによって漁船の担保価値は維持されている訳である。また、漁船価格については、機関の換装・方向探知器装備等設備の新增設に伴なう増価があるが、それも新增設の設備につき増担保の特約があればそれに従つて追加担保の提供が行なわれるにすぎない。

(5) 漁船保険による担保融資の保全 担保の目的物たる漁船の沈没・火災・坐礁・破損その他の事由によって融資金の回収の不能乃至困難となる場合にそなえ漁船を附保し、保険事故発生の場合は保険金を債権の弁済に充当し、融資者は担保減少に伴なう危険を免れ得ることは既に述べた。譲渡担保の場合、

漁船の所有権は債権者に帰属するので債権者自ら保険契約の当事者となり得るので右の目的は達せられるが、抵当権の場合は漁船の所有者たる被融資者に漁船を附保せしめ、その保険金請求権の上に質権を設定して優先弁済をうける方法をとるのである。しかし、譲渡担保の場合にあつても、債権者自ら保険契約者となることなく、債権者を被保険者とする保険契約を締結せしめ保険料を被融資者に負担せしめているのが通常である。中小漁業融資にあつては、いづれの業種についても担保融資は漁船に対する損害保険の保険金により保全されているのが実情のようである。保険契約者(被融資者)に保険金が渡ることは殆んどなく、換言すれば漁船保険あるが故に融資側は安じて融資しているという観がある。これは蓋し、担保価値ありと雖も漁船の場合沈没・衝突・坐礁等の危険の他船体および設備を毀損することも多いこと、後述する相互保険の場合には政府の再保険が行なわれること、更には国際的事情も加わつて業務危険と船舶損害は増大の傾向にあつたこと等に基づくと思われる。

ところで、船舶保険には保険会社の行なう営利保険と漁船保険組合の行なう相互保険とがある。保険会社が特担分損担保契約をするのは現在総屯数百屯以上の鉄鋼優秀船に限られ、百屯以下の鉄鋼船および木造船については全損および救助費の範囲においてのみ担保することとしているので、これを利用できるのはトロール漁業および以西機船底曳網漁業の一部であり、更にまた保険金額についても条件がつけられているので、中小漁

においては営利保険は余り関係がないと云うことができる。

相互保険は、漁船損害補償法に基づき、地域組合たる山口県漁船保険組合と業態組合たる山口県遠洋漁船保険組合とによって行われている。前者が保険の目的とするのは総屯数一千屯未満の漁船であるが、後者の保険目的とならないものに限られる。後者は、東径百三十度以西の海面を操業区域とするトロール漁業または機船底曳網漁業または上述の漁業経営者の営む「れんだい」延縄漁業「さば」巾着網漁業または「かつお・まぐろ」漁業に従事する総屯数一千屯未満二十屯以上の漁船を保険の目的とする。島根県に住所を有する者の所有漁船の場合は山口県に主たる根拠地を有すればよいことになっている。保険の目的たる船種は山口県の場合は、漁業に従事する船舶と専ら漁場から漁獲物またはその製品を運搬する船舶に限られている。漁船保険組合の加入脱退は任意であるが、一定の場合（漁船損害補償法に定められた指定漁船所有者）には強制加入させられる。組合の填補責任は全損（委付を含む）・救助費で、特約ある場合分損（修繕費のみ）および衝突損害賠償金をその範囲内とする。保険金額は普通損害保険の場合保険価額の八割で三千万円以下であるが、金融の必要あるとき右の金額を超える場合は例外として水産庁長官の特別な承認を要するが、その事例は余りない。また、特約ある場合に捕獲・だ捕または抑留による損害を填補する特殊保険は、普通損害保険や保険会社の引受けている普通海上保険の保険金額の三倍を保険金額となし得る。この保

険期間は四カ月の短期であること、右の保険事故発生の際の大きい国際的事情の下に出漁すること等から、他の周年保険よりも加入率が高かったが、保険期間の一層の短期化への要望も強く、また日中漁業協定締結後危険も緩和されたこと等の事情もあって、加入者は減少している（註）。保険期間の短縮の要望は、保険料率の高いことに基づくものではあるが、相互保険制度さえも最低限度で利用することに腐心する現象は、中小漁業経営の資金難を如実に裏書しているといえるであろう。

相互保険、営利保険いづれの場合も保険金請求権に対し質権を設定することについては既に述べたが、この場合普通銀行は営利保険会社を実質的に指定しているようである。銀行側では、債務者から依頼のあったときには指定し、また保険会社が遠隔地ときは特定保険会社との契約締結を希望する他、一般に特定保険会社に附保するよう指導していることである。金融機関としては漁業関係保険の取扱いの多い会社、特に下関にその支店の所在するものを便宜とすることは当然であるが、金融機関の「認諾したる保険会社」という金銭消費貸借契約証書の文言は、被融資者にとっては当該保険会社との契約締結を半ば強制されているに等しい。

註　だ捕保険は日中漁業協定締結前は全部の被融資者に附保が要求されていたが、現在は出漁漁場によって要求度が異なっている。このような業務危険の回避は保険による場合

その他、水揚高を弁済分或いは積立預金として歩積みにする方法によることが多い。

二 漁業信用基金協会の保証

保証は質権・担当権・譲渡担保等と共に弁済確保という点では同一の機能を果すものであるが、物的担保に比し保証の設定手続は簡単であり、その利用方法は同業の協同組合の保証・信用保証協会の保証等特色々の形態が考えられる。しかし、これ等は主たる対象が中小企業等であるため前述したような漁業金融の特質に適合した専門的保証機関が必要とされ、山口県では昭和二十八年七月設定されたのが山口県漁業信用基金協会であった。その目的・業務・保証融資の条件等については既に述べた。保証は諾成無方式の契約であるから、保証人が相手方たる金融機関に対し保証の意志を表明し（実際上は多く証書または手形を提出する）相手方が受領すれば成立するのであるが、信用基金協会の保証も亦右のことと異ならない。すなわち、借主は借入申込の際に信用基金協会に対する債務保証委託書を借入申込した金融機関に提出し、当該金融機関は協会保証により貸付けようとするときその調査意見を付した債務保証協議書を添えて右の委託書および借入申込書を信用基金協会に送付するのである。協会は前記書類を受け、た場合はそれを審査し、必要ありと認めるとき保証委託者、すなわち、借主につき実地に調査し、保証承諾を決定したときに債務保証書を金融機関に、債務保証承諾書を保証委託者にそれ

ぞれ交付するのである。従って、保証契約ならびに保証引受契約は右の証書交付のとき成立すると解される。保証協議書が信用基金協会の調査に先行し且つその結果が協会において変更されることは殆んどないということは、金融機関の意見が受入れられていることを意味する。従って、銀行の通常の担保融資から疎外され乃至は脱落して基金協会の保証融資に頼ろうとする被融資者にとって、いずれの融資の窓口も実質的に同一であることは、彼をして保証融資を躊躇させる懸念がないではない。

保証債務の範囲は借入金・利息および延滞利息を加えた金額で、代位弁済は主たる債務者が弁済期限または期限の利益喪失の日から六月を経てなおその債務の全部または一部を履行しないとき、金額機関の請求により履行される。ただし、金融機関は債権取立に充分努力した後でなければ保証履行の請求ができないことになっている。信用基金協会が催告および検索の抗弁権を放棄しているかについては明らかでない。協会保証は根保証契約は行なわず、また、貸付は手形貸付および証書貸付の方式をとっている。手形貸付の場合、保証書の書式は書替手形につき第三回まで保証するかのようであるが、書類の回数に関係なく保証債務は存在すると解される。

次に保証引受に当って信用基金協会は、担保の提供またはその予約、連帯保証人、担保物件の附保および保険金受領権の質入、水産物販売代金の積立等を条件とする。実際には連帯保証人を常に要求するが、漁業協同組合および漁業生産組合の場合

は当該組合の全役員、法人の場合は役員全員の、個人の場合三名以上の連帯保証を要求している。この連帯保証人は主たる債務についても亦連帯保証人となるのかは債務保証書のみからは明らかではないが肯定に解する。蓋し、債務保証委託約款に被融資者の（協会以外の）他の保証人は保証債務を弁済した場合に信用基金協会に対し求償権を行使しないものとされており、この保証人は信用基金協会が被保証人（被融資者）に対し取得することあるべきまたは取得した求償権につき被保証人と連帯して弁済の責に任ずるものとされているからである。また、信用基金協会が必要と認められた場合担保を提供させているが、担保力の確実なものが要求されているようである。従って、信用基金協会の保証は担保力の乏しい中小漁業者の救済を目的とはしているが、償還請求の相当厳しいことや前述したような保証料の妥当でないこと等と相俟って、実際にはその救済機能を充分に果していない憾みがある、と考えられる。

さらに、保証の金額の最高限度が既に述べたように運転資金・設備資金につきそれぞれその所要資金の百分の八十・百分の六十となっていて、所要資金の残額については、被保証人が自己資金または当該保証により貸付を行なう金融機関の通常の貸付その他の方法により調達できることが充分確認されなければ信用基金協会は保証しないことになっている。これも亦中小漁業にとって大きな負担になっていることは見逃せない。設備資金の場合、被保証人は残額の約一割位は自己資金で賄い三割は

同一金融機関からの融資或は他の銀行その他の金融機関から釣払いの方式によって融資を受ける等種々調達の方法を講じている。しかし、金融機関からの信用の薄弱な、従って、かかる調達の方便の閉ざされている中小漁業者は、保証融資の必要の大きさに逆比例してこの保証制度の利用ができない実情にあるのである。これが解決は単に保証限度の拡大のみによつてはなし得るものではないにしても、保証融資に関し大いに検討するべき点の一つである。なお、信用基金協会の行なう保証についてはすべて中小漁業融資保証保険に附保されるので、一般の保証のような人的色彩が薄れ、専ら貸倒れ保証倒れ損失に対する保険的機能を生かした保証制度の形になっている。因みに、これに類似のものは中小企業信用保険法が昭和二十五年制定されて中小企業融資の保全を図っている。

むすび

下関における中小漁業金融について一般的状況・融資体制乃至融資制度の運用・その果している機能等につき考察を加えてきたのであるが、結論的に云うならば金融事情は逐年良好となつてきていると認められるものの、なお中小漁業金融制度自体ならびにその運用に関して幾多改善乃至検討を加えるべき点があると共に、中小漁業者も水産業の不安定性を啣つのみで経営努力に欠けるところがあつてはならないと考える。本来、漁業金融に限らず、金融体制乃至制度は産業・経済・社会等諸政策

の見地から定められるものであり、本稿の介入すべきところではないが、中小漁業の金融難を救済せんとする政府の方針乃至意図は是認せられ、その施策たる諸種の制度も改良と進歩の跡が窺われるのである。しかし乍ら、その制度の細部を検討し運用の實際を考察すると欠陥が見出される。それ等については個別に既に触れた所である。

近代的金融機関、就中、普通銀行たると系統金融機関乃至政府金融機関たるとを問わず、安全性確実性を融資の基本原則としている点は同じで、その収益性公共性の要請に差があるにすぎない。一般の融資、すなわち、金銭貸借に関する諸々の法的制度も右の原則に適する構造をなし且つ機能しているものである。中小漁業に対する保証融資は右の原則、就中、中小漁業の救済という公共性を主眼とする融資制度として誕生したものと解されるのである。一般的融資に関する諸制度が右の要請に應えるには限度があり、また無理でもあることは既に考察した所であるが、保証融資制度が中小漁業の金融難の救済よりも安全性の原則に余りにも忠実に奉仕している嫌いがある。尤も、漁業許可権の帰属乃至各業種の競合に關しての行政指導の不行届が、中小漁業をして資金需要を必要以上に逼迫せしめ、或いは漁業手形現金化の制限等の水産行政の欠陥や山口県信用基金協会の設立の遅延等により同協会の基金過少を生ぜしめた等の事情が漁業融資の途を狭めたものではあった。しかし、保証料率の高いこと（他の分野のそれに比し均衡を得ていても中小漁業の

特殊な事情を見逃してはいまいか）や、所要資金につき保証残額の調達の確実性を求め、物的担保や確実な保証人を求償権の引当として要求するため融資手続が複雑になること等は前述の非難を免れ難いものである。また、信用基金協会の取扱わない組合があり、それ等は融資を受け得ない実情にあることや、連帯保証を原則とする点等別途方策を考慮すべきものと思われる。

さらに、この制度の實際的運用面においても、例えば貸付審査の疎漏乃至不徹底が借金の穴うめ等資金の使途の転用を生じ、その監督の不行届がこれを慢性化して漁業融資本来の目的に逆行するような現象が起っている等、再検討せらるべきものがある。他方、中小漁業者についても近代的合理的経営意識に乏しく且つ連帯協同精神に欠けているため、組合が融資をうけることを困難にしていることは見逃がせない。水揚の浮動性に甘えて漁業経営の不安定性を徒らに啣ち、経営の計算の明示を嫌い、他人の不漁を喜ぶような漁民意識は払拭されねばならないと共に、借金の穴埋めに狂奔して資金の放漫な転用で一時を糊塗するような態度を改め、近代的経営への努力が要望されるのである。

以上で本稿は終るが、資料の不足、調査の不行届の点多く、また考察に独断や誤解を伴なっていることを慮れるものである。これ等の不備については大方の叱正の機会を得その補正を期している。最後に本稿に資料の提供等につき御協力頂いた関係者の方々に謝意を表し欄筆する。

下関における中小漁業金融事情

(附記) 本稿は昭和三十二年下関市の依頼により行なった調査の報告であるが、事情により公表の機会を得ず今日におよんだため、現在では変わっていると思われる事情もあるが、後日の追補を期し、旧稿のまま掲載した。